

令和 8 年 7 月 3 1 日
神 奈 川 労 働 局

過労死等の労災補償状況（令和 7 年度）

令和 7 年度の過労死等（※1）の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料 1-1～5）

- (1) 請求件数 91 件（前年度比 +12 件）
- (2) 支給決定件数（※2） 11 件（前年度比 -3 件）
 - 業 種 別 「情報通信業」が 3 件で最多
 - 職 種 別 「専門的・技術的職業従事者」が 5 件で最多
 - 年 齢 別 「40～49 歳」が 7 件で最多
 - 時間外労働時間数別 「60 時間以上～80 時間未満」が 4 件で最多

2 精神障害の労災補償状況（別添資料 2-1～6）

- (1) 請求件数 388 件（前年度比 +89 件）
- (2) 支給決定件数 99 件（前年度比 - 4 件）
 - 業 種 別 「医療・福祉」が 26 件で最多
 - 職 種 別 「専門的・技術的職業従事者」が 22 件で最多
 - 年 齢 別 「40～49 歳」が 25 件で最多
 - 出来事別 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が 17 件で最多

※1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第 2 条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※2 支給決定件数は、令和 7 年度中に「業務上」と認定した件数で、令和 6 年度以前に請求があったものを含みます。

【照会先】

労働基準部労災補償課
電話 045(211)7355

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

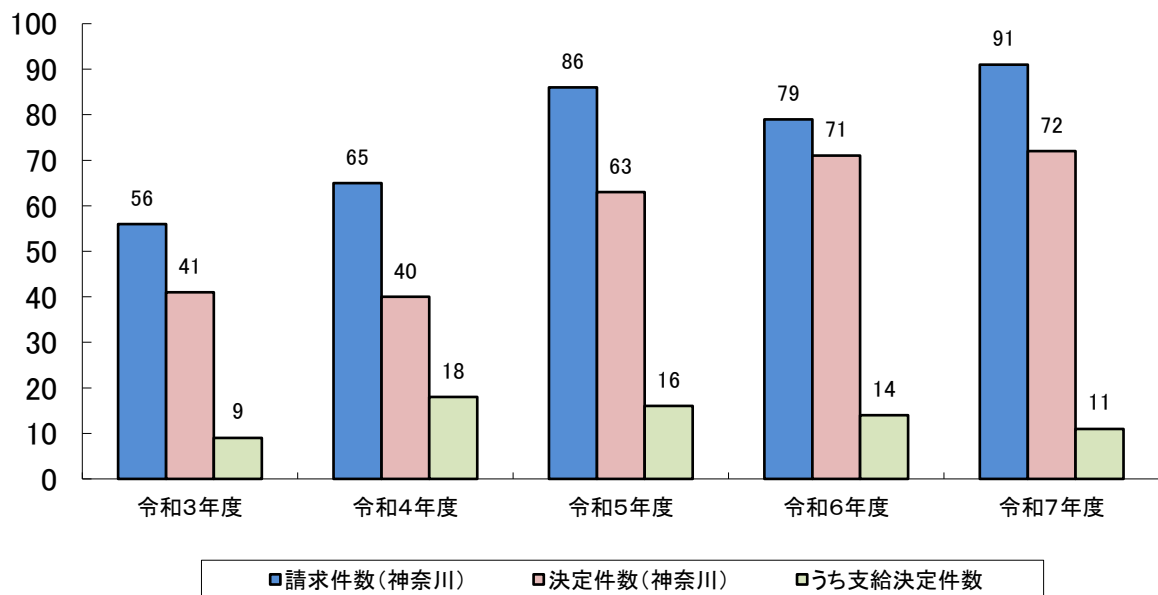
(件)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数(神奈川)	56	65	86	79	91
	決定件数(神奈川)	41	40	63	71	72
	うち支給決定件数 (認定率)	9 (22.0%)	18 (45.0%)	16 (25.4%)	14 (19.7%)	11 (15.2%)
	請求件数(全国)	753	803	1023	1030	1254
	決定件数(全国)	525	509	667	784	811
	うち支給決定件数 (認定率)	172 (32.8%)	194 (38.1%)	216 (32.4%)	241 (30.7%)	217 (26.8%)

注) 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図1-1 脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)



(資料1-2)

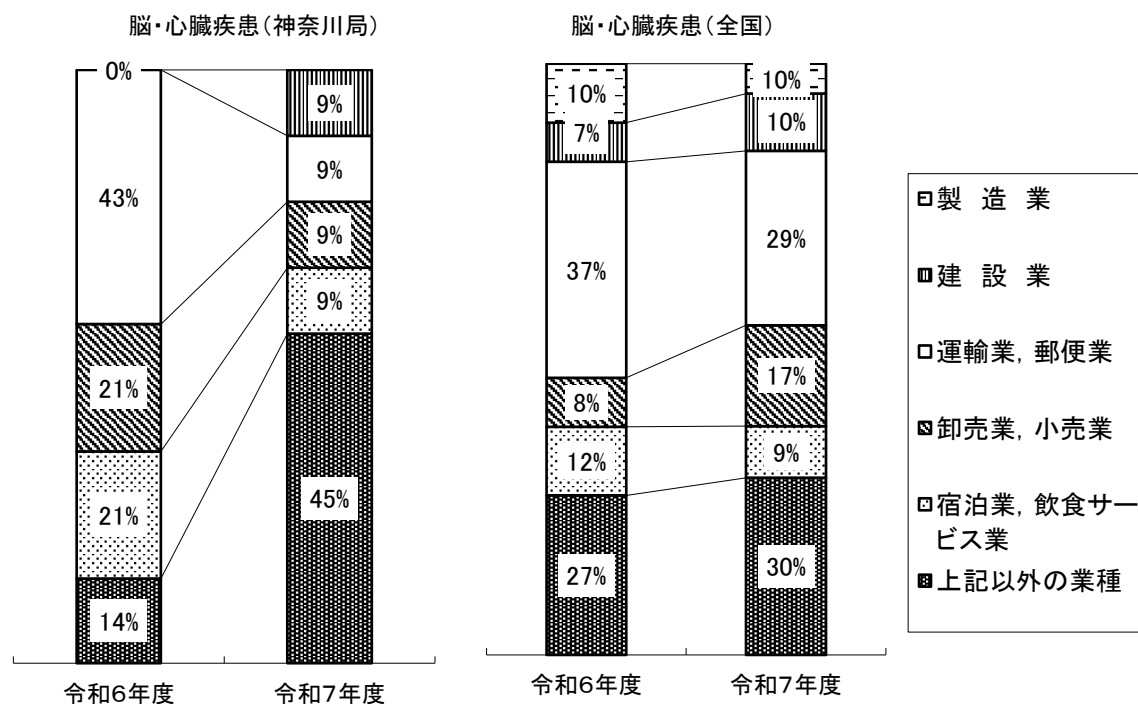
表1-2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種 \ 年度	脳・心臓疾患(神奈川)		脳・心臓疾患(全国)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	5	4
製造業	0	2	24	11
建設業	0	1	16	21
運輸業, 郵便業	6	1	88	64
卸売業, 小売業	3	1	20	37
金融業, 保険業	0	0	1	0
教育, 学習支援業	0	0	2	6
医療, 福祉	0	1	10	12
情報通信業	0	3	6	10
宿泊業, 飲食サービス業	3	1	28	19
その他の事業(上記以外の事業)	2	1	41	33
合計	14	11	241	217

注) 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図1-2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)



(資料1-3)

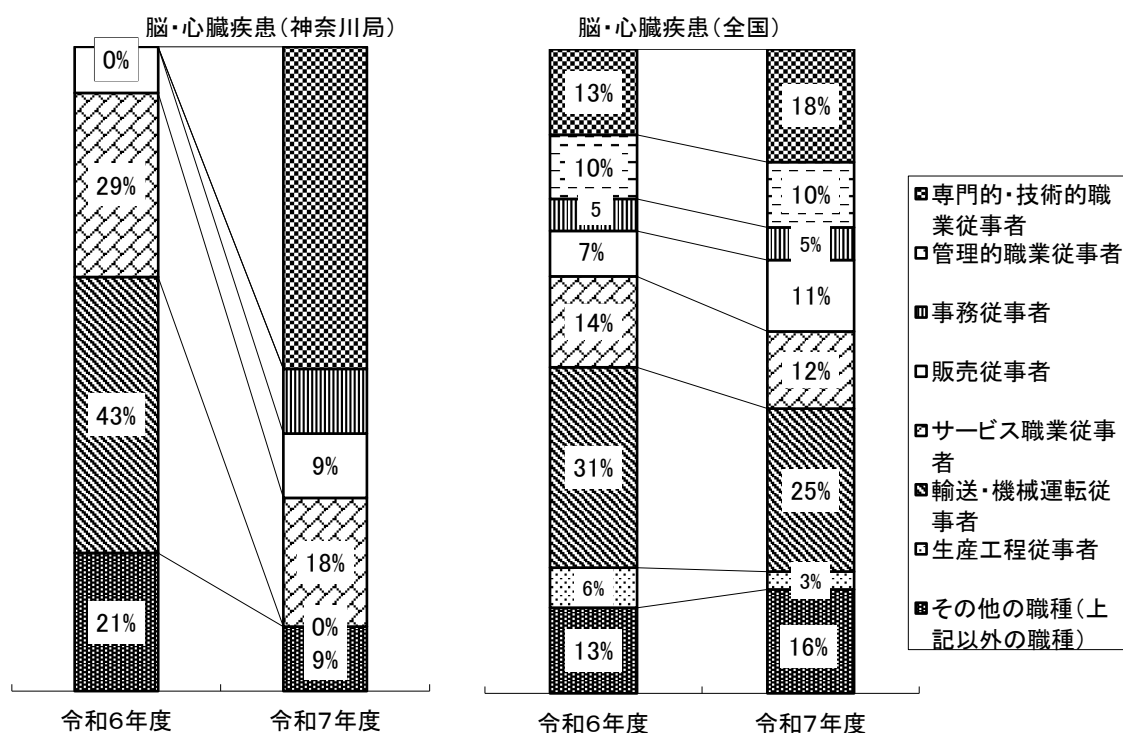
表1-3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

職種	年度	脳・心臓疾患(神奈川)		脳・心臓疾患(全国)	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
専門的・技術的職業従事者		0	5	32	38
管理的職業従事者		0	0	24	22
事務従事者		0	1	12	11
販売従事者		1	1	17	24
サービス職業従事者		4	2	34	26
輸送・機械運転従事者		6	0	75	55
生産工程従事者		0	1	15	6
その他の職種(上記以外の職種)		3	1	32	35
合 計		14	11	241	217

注) 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図1-3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)



(資料1－4)

表1－4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年度 年齢	脳・心臓疾患(神奈川)		脳・心臓疾患(全国)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
29歳以下	0	0	0	5
30～39歳	1	0	8	12
40～49歳	4	7	60	58
50～59歳	5	2	129	79
60歳以上	4	2	44	63
合 計	14	11	241	217

図1－4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

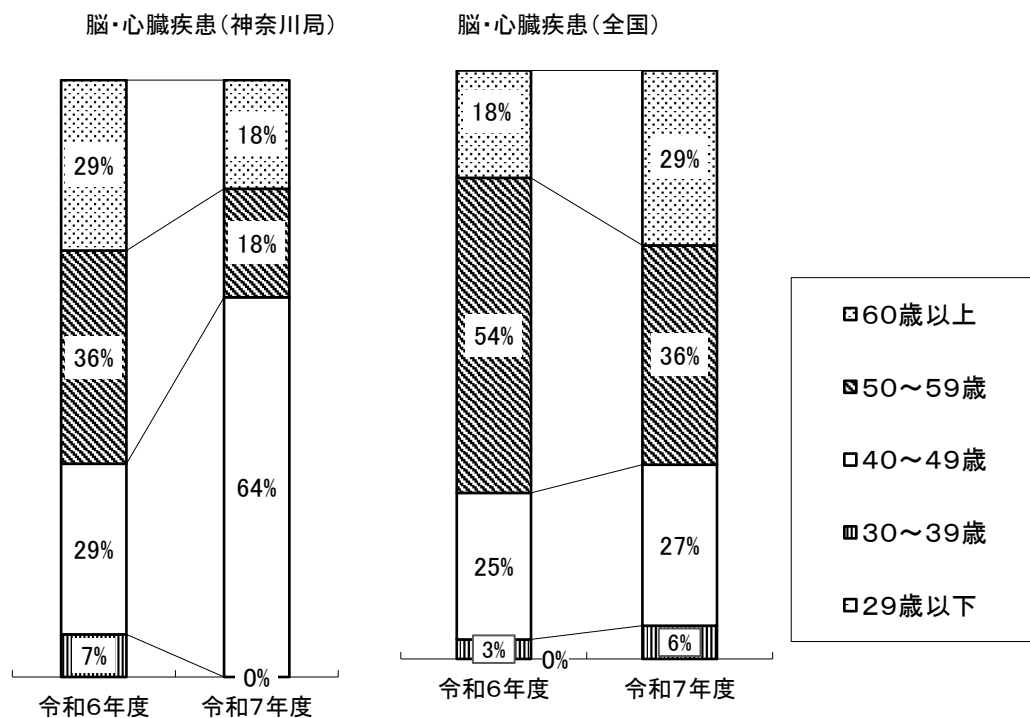


表1－5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	令和7年度			
	神 奈 川		全	国
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	0	0	1	0
60時間以上～80時間未満	4	2	53	17
80時間以上～100時間未満	3	0	49	13
100時間以上～120時間未満	2	1	48	20
120時間以上～140時間未満	1	0	15	3
140時間以上～160時間未満	0	0	5	2
160時間以上	0	0	15	5
合計	10	3	186	60

注) 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害	請求件数(神奈川)		171	195	253	299	388
	決定件数(神奈川)		156	157	204	268	312
	うち支給決定件数 (認定率)		43 (27.6%)	44 (28.0%)	50 (24.5%)	103 (38.4%)	99 (31.7%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		12	11	10	11	12
	決定件数(神奈川)		15	11	9	12	12
	うち支給決定件数 (認定率)		6 (40.0%)	6 (54.5%)	3 (33.3%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)
精神障害	請求件数(全国)		2346	2683	3575	3780	4958
	決定件数(全国)		1953	1986	2583	3496	3839
	うち支給決定件数 (認定率)		629 (32.2%)	710 (35.8%)	883 (34.2%)	1056 (30.2%)	1082 (28.2%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		171	183	212	202	215
	決定件数(全国)		167	155	170	215	212
	うち支給決定件数 (認定率)		79 (47.3%)	67 (43.2%)	79 (46.5%)	88 (40.9%)	76 (35.8%)

注) 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図2-1 精神障害の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

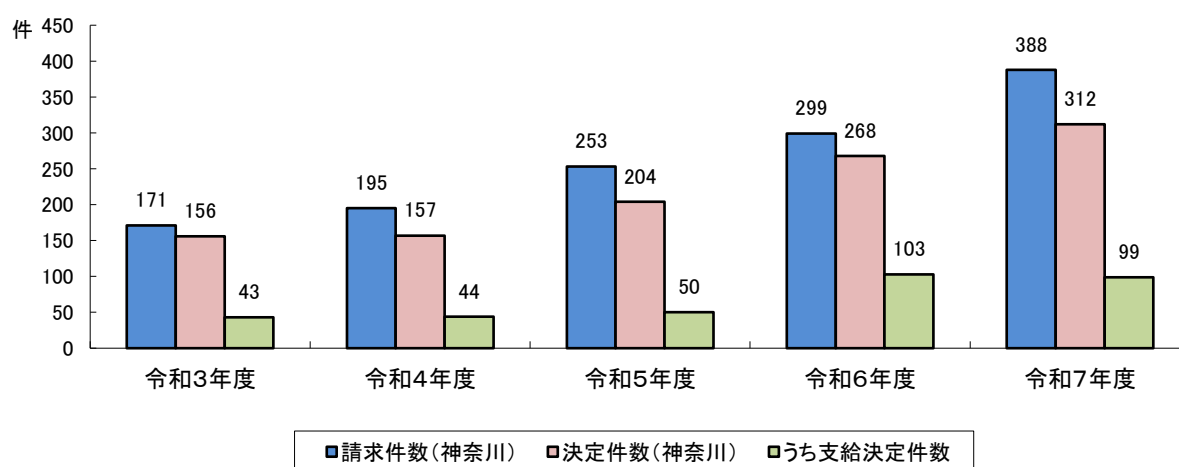


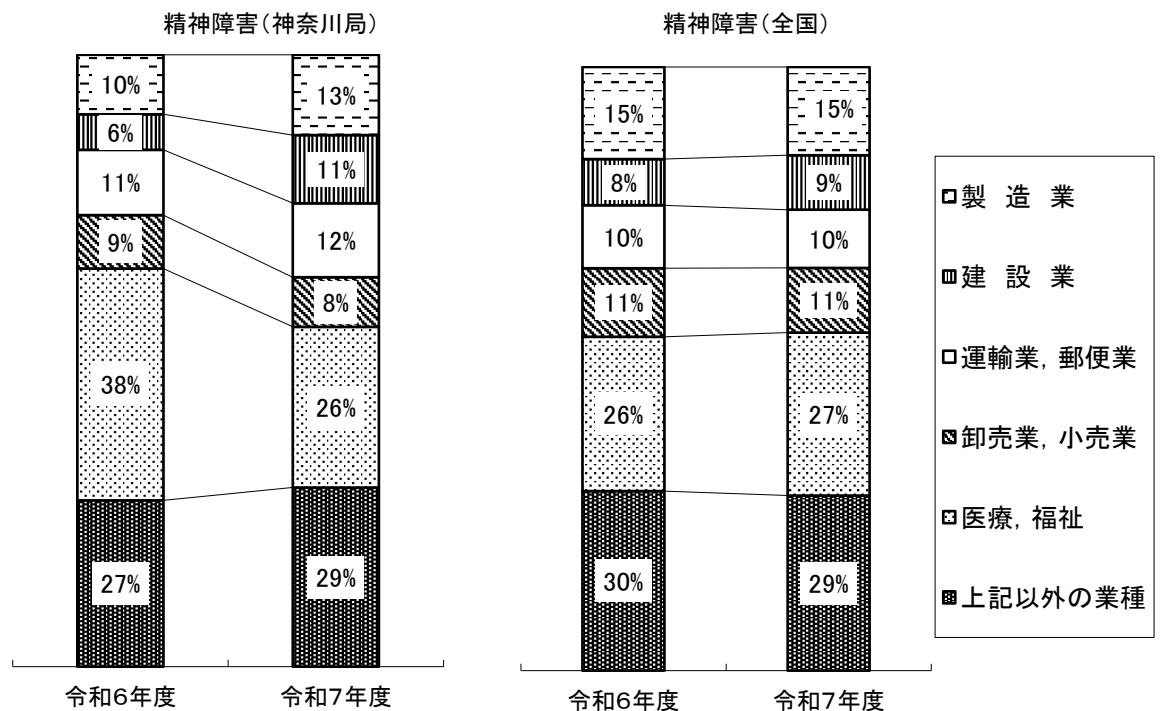
表2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

業種 \ 年度	精神障害(神奈川局)		精神障害(全国)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	8	13
製造業	10	13	161	158
建設業	6	11	81	98
運輸業, 郵便業	11	12	110	104
卸売業, 小売業	9	8	120	116
金融業, 保険業	1	1	10	23
教育, 学習支援業	2	2	34	14
医療, 福祉	39	26	270	292
情報通信業	4	2	30	41
宿泊業, 飲食サービス業	7	8	75	64
その他の事業(上記以外の事業)	14	16	157	159
合計	103	99	1056	1082

注) 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)



(資料2-3)

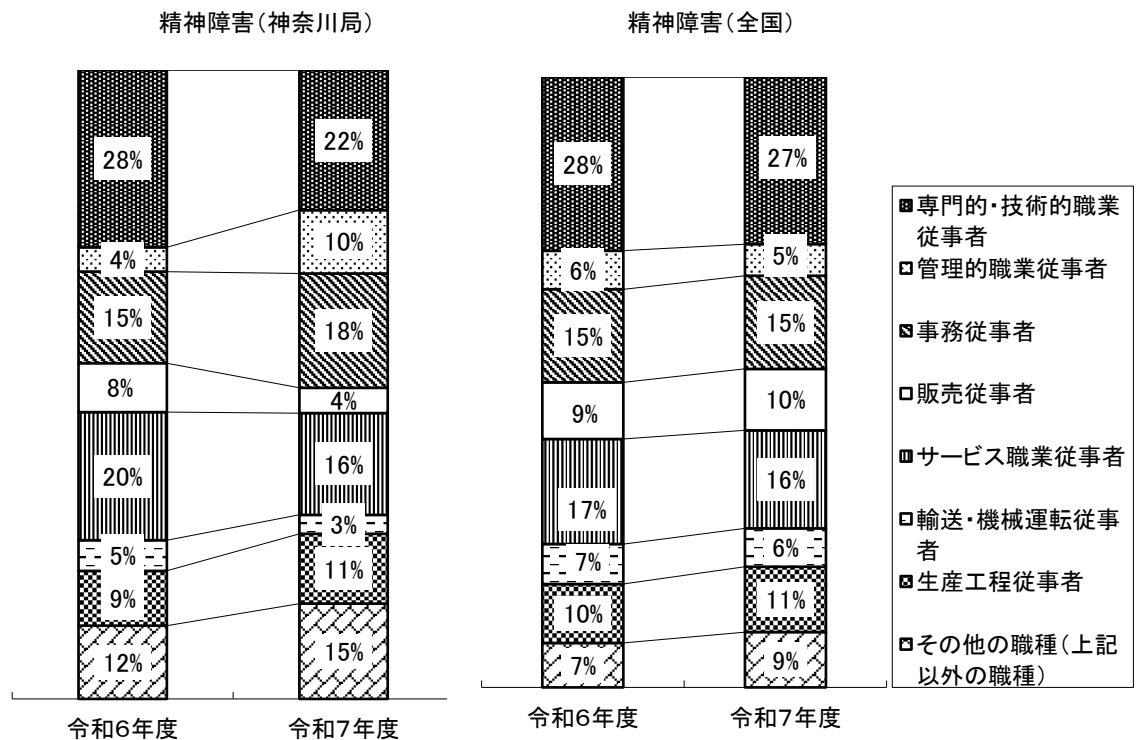
表2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年度 職種	精神障害(神奈川局)		精神障害(全国)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
専門的・技術的職業従事者	29	22	300	296
管理的職業従事者	4	10	67	56
事務従事者	15	18	161	165
販売従事者	8	4	98	109
サービス職業従事者	21	16	182	174
輸送・機械運転従事者	5	3	69	68
生産工程従事者	9	11	102	116
その他の職種(上記以外の職種)	12	15	77	98
合計	103	99	1056	1082

注) 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)



(資料2-4)

表2-4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年齢 \ 年度	精神障害(神奈川)		精神障害(全国)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
29歳以下	25	25	251	247
30～39歳	22	20	245	243
40～49歳	31	25	284	294
50～59歳	19	22	225	244
60歳以上	6	7	51	54
合 計	103	99	1056	1082

図2-4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害)

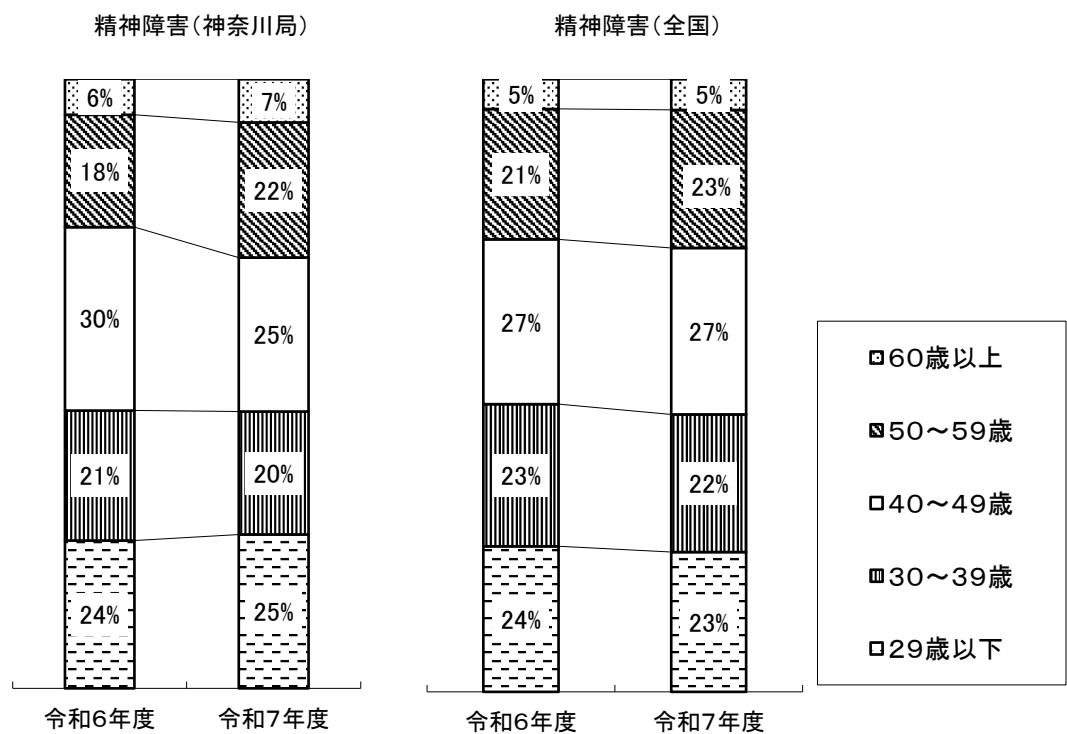


表2-5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	令和7年度			
	神 奈 川		全 国	
		内自殺		内自殺
20時間未満	3	0	57	6
20時間以上～40時間未満	5	0	54	6
40時間以上～60時間未満	3	0	55	10
60時間以上～80時間未満	7	0	46	5
80時間以上～100時間未満	4	1	40	7
100時間以上～120時間未満	3	2	52	4
120時間以上～140時間未満	4	0	35	7
140時間以上～160時間未満	2	0	15	3
160時間以上	3	0	29	5
その他	65	1	699	23
合計	99	4	1082	76

注) 「その他」の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧

(資料2-6)

(件数)

出来事の類型	具体的な出来事	令和7年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1 事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	6	3	0
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	10	8	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	2	1	0
	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	4	2	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	3	2	1
	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された	2	1	0
	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった	0	0	0
	新規事業や、大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	1	0	0
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	2	0	0
	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った	3	1	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	30	14	2
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	4	2	0
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	4	1	0
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	1	0	0
	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	5	2	0
	転勤・配置転換等があった	12	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	7	3	0
	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた	4	0	0
	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった	1	0	0
	雇用契約期間の満了が迫った	3	0	0
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	24	17	0
6 対人関係	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	15	6	0
	上司とのトラブルがあった	82	1	0
	同僚とのトラブルがあった	25	0	0
	部下とのトラブルがあった	11	1	0
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	18	11	1
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	1	0	0
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	16	9	0
8 特別な出来事		14	14	0
9 その他		2	0	0
合計		312	99	4

注) 1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

4 自殺は、未遂を含む件数である。